

○資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）

改正案	現行
<p>（登録申請書の添付書類） 第六条（略） 一～十四（略） 十五 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載した書面</p> <p>イ 指定紛争解決機関が存在する場合 当該資金移動業者が法第五十一条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称</p> <p>ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該資金移動業者の法第五十一条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容</p> <p>十六（略） （利用者に対する情報の提供） 第二十九条（略） 一（略） イ～ニ（略） ホ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項</p>	<p>（登録申請書の添付書類） 第六条（略） 一～十四（略） （新設）</p> <p>十五（略） （利用者に対する情報の提供） 第二十九条（略） 一（略） イ～ニ（略） （新設）</p>

(1) 指定紛争解決機関が存在する場合 当該資金移動業者が法  
 第五十一条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締  
 結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指  
 定紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該資金移動業者の  
 法第五十一条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛  
 争解決措置の内容

へ) その他当該為替取引の内容に関し参考となると認められる事  
 項

二 (略)

イ (略)

ロ 前号イからホまでに掲げる事項

ハ～ホ (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 前項第一号ロからホまでに掲げる事項

四～六 (略)

(社内規則等)

第三十二条 資金移動業者は、その業務の内容及び方法に応じ、資金  
 移動業の利用者の保護を図り、及び資金移動業の適正かつ確実な遂  
 行を確保するための措置（当該資金移動業者が講ずる法第五十一条

ホ) (略)

二 (略)

イ (略)

ロ 前号イからニまでに掲げる事項

ハ～ホ (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 前項第一号ロからニまでに掲げる事項

四～六 (略)

(社内規則等)

第三十二条 資金移動業者は、その業務の内容及び方法に応じ、資  
 金移動業の利用者の保護を図り、及び資金移動業の適正かつ確実  
 な遂行を確保するための措置（犯罪を防止するための措置を含む

の二第一項に定める措置の内容の説明及び犯罪を防止するための措置を含む。)に関する社内規則等を定めるとともに、従業者に対する研修、委託先に対する指導その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(資金移動業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第三十二条の二 法第五十一条の二第四項に規定する苦情処理措置と

して内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げるすべての措置を講じること。

イ 資金移動業関連苦情(法第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第十九項に規定する資金移動業関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。)の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

ロ 資金移動業関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための社内規則(当該業務に関する社内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。)を整備すること。

ハ 資金移動業関連苦情の申出先を利用者に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社内規則を公表すること。

二 認定資金決済事業者協会が行う苦情の解決により資金移動業関連苦情の処理を図ること。

三 消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんにより資金移動業関連苦情の

。 )に関する社内規則等を定めるとともに、従業者に対する研修、委託先に対する指導その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(新設)

処理を図ること。

四 令第二十四条各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により資金移動業関連苦情の処理を図ること。

五 資金移動業関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第九十九条第一項第一号に規定する法人をいう。次項第四号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により資金移動業関連苦情の処理を図ること。

2 法第五十一条の二第五項に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により資金移動業関連紛争（法第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十項に規定する資金移動業関連紛争をいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

二 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせん又は同条に規定する合意による解決により資金移動業関連紛争の解決を図ること。

三 令第二十四条各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により資金移動業関連紛争の解決を図ること。

四 資金移動業関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛

- 争の解決を図る手続により資金移動業関連紛争の解決を図ること<sup>ロ</sup>
- 3 前二項（第一項第五号及び前項第四号に限る。）の規定にかかわらず、資金移動業者は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により資金移動業関連苦情の処理又は資金移動業関連紛争の解決を図ってはならない。
- 一 法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人
- 二 法第百条第一項の規定により法第九十九条第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第二十四条各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人
- 三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ロ 法第百条第一項の規定により法第九十九条第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第二十四条各号に掲げる指定を取り消された

法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

附 則

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号）附則第一条第六号に定める日（平成二十二年九月三十日）から施行する。

改正案

別紙様式第19号（第34条第1項関係）

（日本工業規格A4）  
（第1面）

事業報告書  
第 期 （ 年 月 日から  
年 月 日まで ）

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

商 号

代表者の  
氏 名

印

年 月 日から 年 月 日までの資金移動業に係る業務及び収支の状況を次のとおり報告  
します。

目 次

第1 事業概況書

- 1 事業の概要
- 2 営業所の増減
- 3 取締役等及び職員の増減
- 4 資金移動業の状況
- 5 苦情処理及び紛争解決の状況

第2 資金移動業に係る収支の状況

現 行

別紙様式第19号（第34条第1項関係）

（日本工業規格A4）  
（第1面）

事業報告書  
第 期 （ 年 月 日から  
年 月 日まで ）

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

商 号

代表者の  
氏 名

印

年 月 日から 年 月 日までの資金移動業に係る業務及び収支の状況を次のとおり報告  
します。

目 次

第1 事業概況書

- 1 事業の概要
- 2 営業所の増減
- 3 取締役等及び職員の増減
- 4 資金移動業の状況
- 5 苦情処理及び紛争解決の状況

第2 資金移動業に係る収支の状況

第1 第 期 年 月 日から  
年 月 日まで 事業概況書

1. 事業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2. 営業所の増減

区 分	前 期 末	当 期 末	増減 (△)
営 業 所			
計			

3. 取締役等及び職員の増減

区 分		前 期 末	当 期 末	増減 (△)
取締役等	取 締 役	うち非常勤 ( )	うち非常勤 ( )	
	会 計 参 与			
	監 査 役	うち非常勤 ( )	うち非常勤 ( )	
	執 行 役			
	計			
職員	事 務 系			
	庶 務 系			
	計			
合 計				

(記載上の注意)

- 「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。  
当期末における取締役を兼務する執行役の員数 人
- 会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。
- 「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。
- 職員計のうち出向職員（在籍のまま他社等へ出向している者）については欄外に次のとおり記載すること。  
当期末における出向職員数 人

第1 第 期 年 月 日から  
年 月 日まで 事業概況書

1. 事業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2. 営業所の増減

区 分	前 期 末	当 期 末	増減 (△)
営 業 所			
計			

3. 取締役等及び職員の増減

区 分		前 期 末	当 期 末	増減 (△)
取締役等	取 締 役	うち非常勤 ( )	うち非常勤 ( )	
	会 計 参 与			
	監 査 役	うち非常勤 ( )	うち非常勤 ( )	
	執 行 役			
	計			
職員	事 務 系			
	庶 務 系			
	計			
合 計				

(記載上の注意)

- 「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。  
当期末における取締役を兼務する執行役の員数 人
- 会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。
- 「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。
- 職員計のうち出向職員（在籍のまま他社等へ出向している者）については欄外に次のとおり記載すること。  
当期末における出向職員数 人

4. 資金移動業の状況

年間取扱件数 (件)	
年間取扱金額 (円)	
1件あたりの平均取扱金額 (円)	

5. 苦情処理及び紛争解決の状況

(記載上の注意)

指定紛争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号又は名称、指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

第2 資金移動業に係る収支の状況

(単位: 百万円)

	期 (実績)	期 (実績)	期 (実績)	期 (予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(記載上の注意)

1. 資金移動業開始後三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。
2. 所要必要資金とは、営業活動上の必要な運転資金、投資活動に必要な資金、金融機関などへの借入金等の返済資金等をいう。

以 上

4. 資金移動業の状況

年間取扱件数 (件)	
年間取扱金額 (円)	
1件あたりの平均取扱金額 (円)	

5. 苦情処理及び紛争解決の状況  
(新設)

第2 資金移動業に係る収支の状況

(単位: 百万円)

	期 (実績)	期 (実績)	期 (実績)	期 (予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(記載上の注意)

1. 資金移動業開始後三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。
2. 所要必要資金とは、営業活動上の必要な運転資金、投資活動に必要な資金、金融機関などへの借入金等の返済資金等をいう。

以 上

事業報告書  
第 期 〔 年 月 日から  
年 月 日まで

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

商 号

代表者の氏名

国内における  
代表者の氏名

印

年 月 日から 年 月 日までの資金移動業に係る業務及び収支の状況を次のとおり報告します。

目 次

第1 事業概況書

- 1 事業の概要
- 2 営業所の増減
- 3 役職員の増減
- 4 資金移動業の状況
- 5 苦情処理及び紛争解決の状況

第2 資金移動業に係る収支の状況

事業報告書  
第 期 〔 年 月 日から  
年 月 日まで

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

商 号

代表者の氏名

国内における  
代表者の氏名

印

年 月 日から 年 月 日までの資金移動業に係る業務及び収支の状況を次のとおり報告します。

目 次

第1 事業概況書

- 1 事業の概要
- 2 営業所の増減
- 3 役職員の増減
- 4 資金移動業の状況
- 5 苦情処理及び紛争解決の状況

第2 資金移動業に係る収支の状況

第1 第 期  $\left[ \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$  事業概況書

1. 事業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他事業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2. 営業所の増減

区 分	前 期 末	当 期 末	増減 (△)
営 業 所			
計			

3. 役職員の増減

区 分	前 期 末	当 期 末	増減 (△)
本邦取締役等	取 締 役	うち非常勤 ( )	うち非常勤 ( )
	会 計 参 与		
	監 査 役	うち非常勤 ( )	うち非常勤 ( )
	執 行 役		
	計		
本邦一般職員	事 務 系		
	庶 務 系		
	計		
合 計			

(記載上の注意)

- 「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。  
当期末における取締役を兼務する執行役の員数 人
- 会計参加が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。
- 「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。
- 職員計のうち、本国からの派遣職員については、欄外に次のとおり記載すること。  
当期末における本国からの派遣職員数 人 (うち取締役等 人)

第1 第 期  $\left[ \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$  事業概況書

1. 事業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他事業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2. 営業所の増減

区 分	前 期 末	当 期 末	増減 (△)
営 業 所			
計			

3. 役職員の増減

区 分	前 期 末	当 期 末	増減 (△)
本邦取締役等	取 締 役	うち非常勤 ( )	うち非常勤 ( )
	会 計 参 与		
	監 査 役	うち非常勤 ( )	うち非常勤 ( )
	執 行 役		
	計		
本邦一般職員	事 務 系		
	庶 務 系		
	計		
合 計			

(記載上の注意)

- 「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。  
当期末における取締役を兼務する執行役の員数 人
- 会計参加が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。
- 「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。
- 職員計のうち、本国からの派遣職員については、欄外に次のとおり記載すること。  
当期末における本国からの派遣職員数 人 (うち取締役等 人)

4. 資金移動業の状況

年間取扱件数 (万件)	
年間取扱金額 (百万円)	
1件あたりの平均取扱金額 (円)	

5. 苦情処理及び紛争解決の状況

--

(記載上の注意)

指定紛争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号又は名称、指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

第2 資金移動業に係る収支の状況 (日本国内における資金移動業に係るものに限る)

(単位: 百万円)

	期 (実績)	期 (実績)	期 (実績)	期 (予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(記載上の注意)

1. 資金移動業開始後三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。
2. 所要必要資金とは、営業活動上の必要な運転資金、投資活動に必要な資金、金融機関などへの借入金等の返済資金等をいう。

以上

4. 資金移動業の状況

年間取扱件数 (万件)	
年間取扱金額 (百万円)	
1件あたりの平均取扱金額 (円)	

5. 苦情処理及び紛争解決の状況  
(新設)

第2 資金移動業に係る収支の状況 (日本国内における資金移動業に係るものに限る)

(単位: 百万円)

	期 (実績)	期 (実績)	期 (実績)	期 (予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入調達				
増資調達				
その他				

(記載上の注意)

1. 資金移動業開始後三事業年度の実績と翌事業年度の予想を記載すること。
2. 所要必要資金とは、営業活動上の必要な運転資金、投資活動に必要な資金、金融機関などへの借入金等の返済資金等をいう。

以上